

	項目	契約条項の具体的な記載等	朝日新聞	神戸新聞	産経新聞	日経新聞	毎日新聞	読売新聞
1	クーリング・オフ妨害の場合のクーリング・オフ継続期間の記載 ※法律上、クーリング・オフは継続するのに、いったん終了し消費者の請求で復活するような規定	「クーリング・オフに関する事項について、営業員や販売所関係者が事実と異なる説明をしたため、もしくはお客様を威迫し困惑させたためにお客様が期限内にクーリング・オフできなかった場合は次の通りとなります。当該契約書とは別に、お客様が改めてクーリング・オフをすることができる旨記載された書面を請求し受領することができます。その書面を受取った日を含めて8日間はクーリング・オフすることができます。」	1 申入	—	—	—	—	—
2	クーリング・オフ時に使用利益を請求しない旨	不記載 ※特定商取引法平成20年改正が反映されていない	—	1 申入	1 申入	1 申入	1 申入	—
3	月の途中で購読または解約した場合の、月極購読料の日割り清算	「月の途中において購読の開始又は終了もしくは中止の時は、当該月の購読料は月額購読料を日割り計算します。 (中略) 計算式：実配日数×1部売り単価＝請求金額(ただし月額購読料を超えない)」	—	2 申入	2 申入	—	—	—
4	購読期間中に転居した場合の継続購読	「購読契約期間内の転宅は契約満了日まで継続購読とします」	—	—	—	—	2 申入	—
5	旧版の契約書の交付		2 申入	—	—	—	—	2 要望
6	クーリング・オフ妨害の場合のクーリング・オフ継続期間の記載	「不実告知、威迫行為により解約しなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領し、その旨を告げられてから8日間はクーリング・オフができます。」	—	3(1)要望	3(1)要望	2(1)要望	3(1)要望	—
7	中途解約時に損害金を請求する旨	「契約に伴う景品をお届け済みのときはその景品の返還または相当金額の請求をします」 「契約の解除を申し出たときにおいて、相手方は申し出た方に対して損害金の請求を行う場合があります」	—	3(4)(ウ) 要望	3(2)要望	—	—	—
8	合売店による誤った契約書の交付		—	3(2)要望	3(3)要望	2(2)要望	3(2)要望	—
9	特定商取引法の法定記載事項の記載もれ	購読料、代金支払の時期・方法、契約年月日、契約締結担当者の氏名など	3(1)要望	3(3)要望	3(4)要望	—	3(3)要望	1 要望
10	新ガイドラインの徹底	販売店に対し遵守徹底させること ガイドラインに合わせた購読契約書の改訂	3(2)要望	3(4)要望	3(5)要望	2(3)要望	3(4)要望	3 要望

※ 詳細な内容は、各新聞社に送付した「申入書」「要望書」をご参照ください。